

緊急時の連絡先と対応

◆かかりつけ医	名 称 電 話
◆緊急対応の病院	名 称 電 話
◆かかりつけ歯科医	名 称 電 話
◆かかりつけ薬局	名 称 電 話
◆訪問看護ステーション	名 称 電 話
◆地域包括支援センター	名 称 電 話
◆担当ケアマネジャー	名 称 電 話
◆	名 称 電 話

メモ

在宅医療を サポートするまち

瀬戸市

尾張旭市



いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指して、
地域医療・介護の連携を強化し、広めるための取り組みを行っています。

●はじめに

高齢社会を迎え、多くの方が長期の療養生活を送られています。

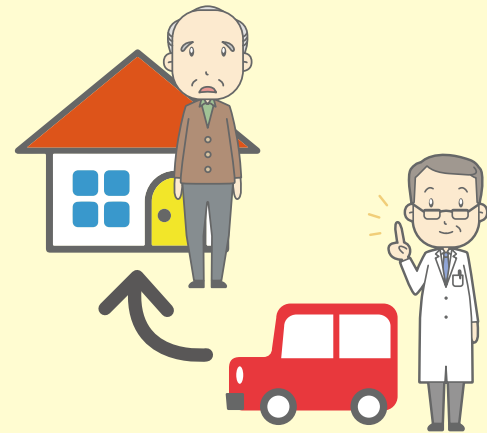
「できることなら、住み慣れた自宅でいつまでも暮らしていきたい」多くの方の願いではないでしょうか。

在宅医療を受けることにより自宅での療養生活が可能になりますが「どんな医療が受けられるのだろうか」「家族に負担がかかるのではないか」といった不安のほうが強いのが現状だと思います。

そこで、在宅医療はどうしたら受けられるのか、どういった治療が受けられるのか、どこに相談したらいいのかなどをまとめてみました。

●在宅医療とは

在宅医療は通院や入院ではなく、自宅などの生活の場において、医師や看護師が訪問して診療や医療処置を行うことです。必要に応じて歯科治療やリハビリ等も自宅や入居施設にきてもらい医療の継続や支援を受けることをいいます。



●「往診」と「訪問診療」ってどちらがうの？

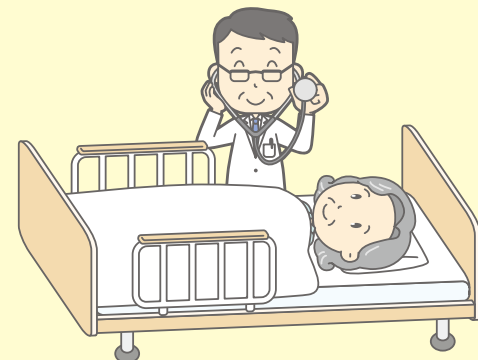
往診

急変時に患者や家族の要請に応じて、不定期に行う治療

訪問診療

定期的に訪問して行う医療

「往診」と「訪問診療」をあわせて、在宅医療と考えることができます。



●誰に相談すればいいの？

入院している場合

主治医や看護師、ソーシャルワーカーへ相談しましょう。

介護保険などは申請してからサービスを利用できるまでに時間がかかる場合があります。退院する前に在宅医療・介護支援を準備しておきましょう。

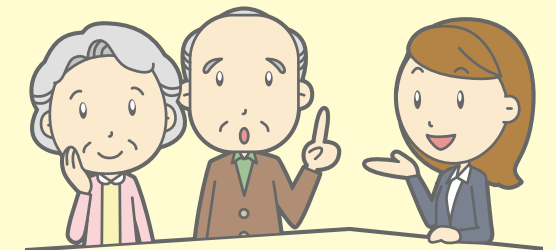
入院していない場合

かかりつけ医や地域包括支援センターに相談しましょう。

かかりつけ医によっては訪問診療や

往診をしていない場合もあります。

その時は在宅医療が可能なクリニックや診療所を紹介してもらいましょう。



●どんな医療が受けられるの？

在宅医療で受けられる医療行為について、特に制限はありません。酸素療法、点滴や胃ろうなどによる栄養管理もできます。また、がんの終末期などで痛みや苦痛の緩和を希望することもできます。



●ひとり暮らしでも大丈夫？

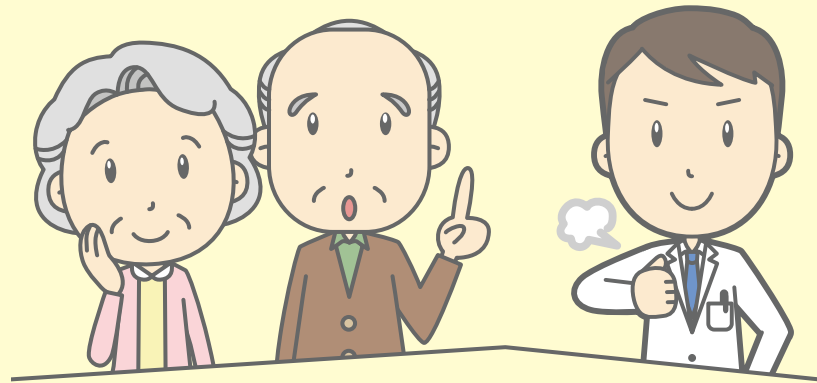
ひとり暮らしでも「住み慣れた地域や自宅で暮らしたい」と希望される方は多くいます。

患者さんの状態や症状、療養環境によっていろいろなサービスをうまく組み合わせて利用することで、ひとり暮らしが続けられます。



在宅医療のススメ

●在宅医療やケアは
今後ますます必要になってきます！

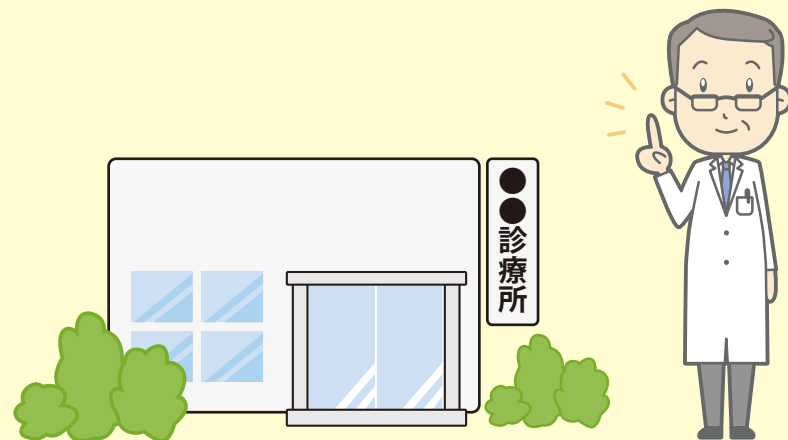


超高齢社会を迎え今後、75歳以上の方が急速に増えていきます。
心身の機能が低下し、通院が困難となる方が増えていくことが予想されます。

●かかりつけ医ってどんな人？

「かかりつけ医」とは、家庭の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことです。

みなさんが風邪などの日常的な病気にかかったとき、人間ドックや健診で異常を指摘されたとき、体の不調やちょっとした症状が気になるときなどに、病気の相談や身近な診療を行ってくれる「かかりつけ医」をお近くに持ちましょう。



かかりつけ医のしくみ

かかりつけ医

日常的な診療や健康管理を行ってくれる開業医など身近なお医者さんです。自宅での療養生活を支えます。入院や専門的な検査が必要となったときには、状態にあった病院を紹介します。



病院

病状が急変したり、検査が必要となった際に入院を受け入れることにより在宅医療をバックアップします。



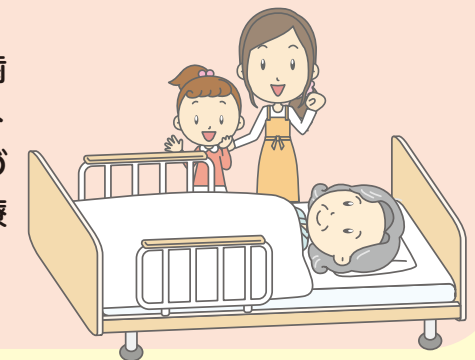
連携

診療や健康管理

入院受け入れ

在宅患者

かかりつけ医による診察のほか、看護師、歯科医師、薬剤師、理学療法士などのサポートのほか、ケアマネジャーのケアプランに基づき、様々な介護サービスもうけながら在宅療養生活をおくれます。



●在宅医療を支援してくれる人・サービスは？

様々な分野の専門職が情報を共有し、在宅での生活をサポートします。

歯科医師・歯科衛生士

歯の治療や入れ歯の調整、お口の清掃などを行い、肺炎の予防やしっかり食べられるよう支援します。

訪問看護師

医師の指示のもとに医療のサポート、療養の支援を行います。

医師 (かかりつけ医)

定期的に訪問し、からだの状態を診察・治療します。

薬剤師

処方された薬を届け、飲み方の説明や効果のチェック、残薬の確認をします。

理学療法士など リハビリ専門職

移動・食事・言語等の生活行為の維持・向上のための様々なリハビリを行います。

管理栄養士

栄養管理や栄養指導を行い、調理方法や食べる楽しみをお手伝いします。

ケアマネジャー (介護支援専門員)

ご本人やご家族と相談しながら、介護保険サービスの計画を立てます。市や各サービス事業者との連絡調整を行います。

介護保険 サービス

- ・訪問介護(ホームヘルパー)
- ・デイサービス、デイケア
- ・ショートステイ
- ・福祉用具(ベッド等)貸与

地域の方々

- ・民生委員
- ・地域の支えあい活動
- ・ボランティア
- ・認知症カフェなど

※お住まいの地域によって異なります。

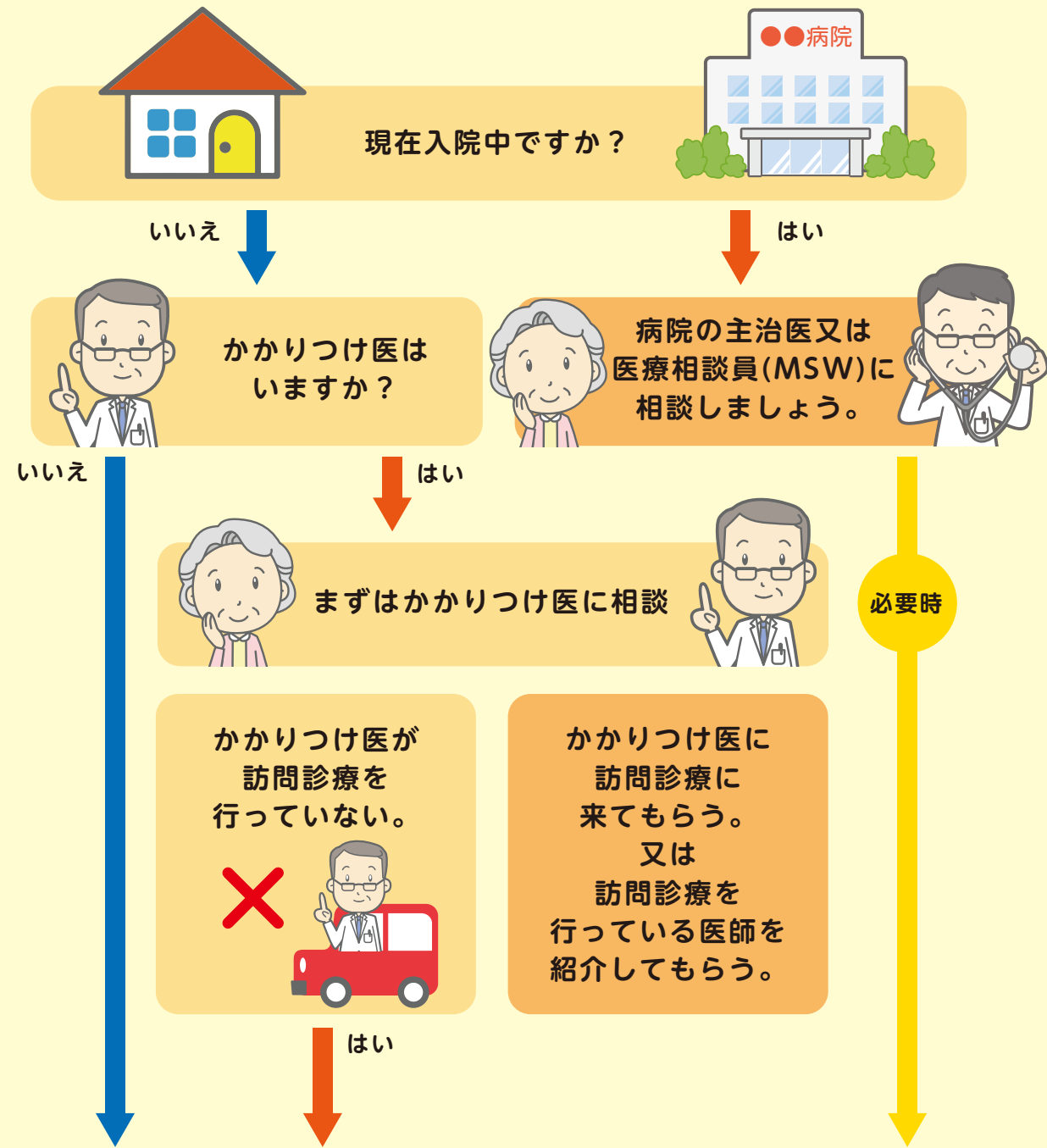
病院 医師や相談員 など関係者

入院している場合は、退院前から在宅での療養生活へスムーズに移れるよう病院の医師や看護師、相談員が支援します。また、在宅で療養をしても、急激な体調の悪化時等には、かかりつけ医との連携により再入院を受け入れるサポート体制が整っています。

地域包括支援センター

介護保険の相談や介護予防の他、生活全般に関する相談に応じます。また、関係機関と連携し、適切なサービスが提供されるよう支援します。

●在宅医療を利用したい時、
どうすれば良いの？

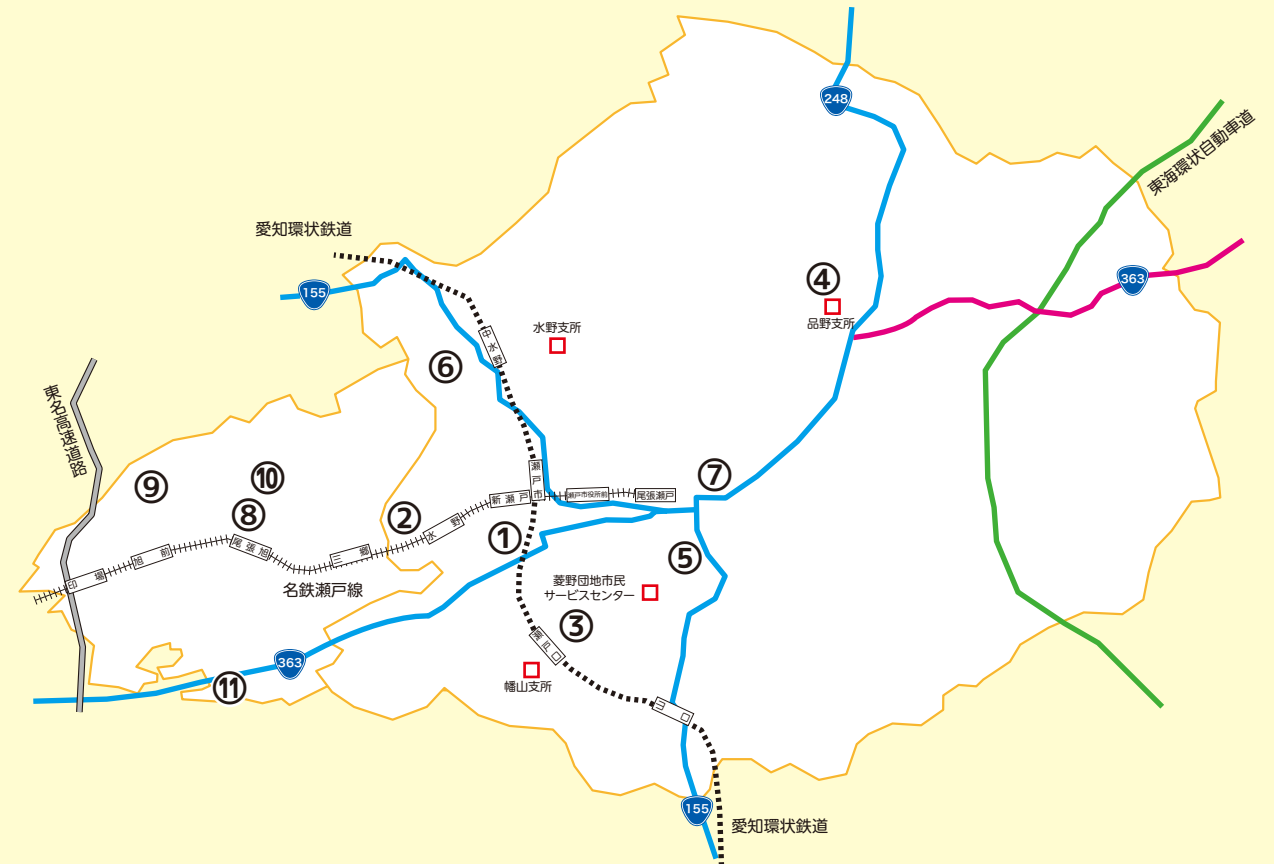


もーやっこダイヤル（在宅医療に関する相談窓口）

TEL.0561-21-8822

★瀬戸旭医師会の医師と相談の上、
病気や身体の状態に応じて訪問診療医師をご紹介します。

●まずはお近くの
地域包括支援センターにご相談ください



お気軽に近くの地域包括支援センターにご連絡ください。

	施設名	住所	電話番号
①	やすらぎ地域包括支援センター	川端町 1-31	0561-84-2287
②	ふたば地域包括支援センター	西山町 1-46-18	0561-87-4139
③	はたやま地域包括支援センター	緑町 2 丁目 114-1	0561-89-6165
④	地域包括支援センターしなの	品野町 6-117	0561-41-3231
⑤	地域包括支援センターせと	荻山台 3-76	0561-97-0552
⑥	水野地域包括支援センター	はぎの台 3-1-3	0561-86-8770
⑦	地域包括支援センター中央東	深川町 48	0561-87-5083
⑧	尾張旭市地域包括支援センター	新居町明才切 57 番地	0561-55-0654
⑨	尾張旭市地域包括支援センター地域相談窓口＜敬愛園＞	平子町長池上 6447-1	0561-53-9507
⑩	尾張旭市地域包括支援センター地域相談窓口＜アメニティあさひ＞	旭ヶ丘町濁池 1155-18	0561-51-5222
⑪	尾張旭市地域包括支援センター地域相談窓口＜サンヴェール尾張旭＞	南栄町黒石 48-1	0561-52-2992

● 訪問診療に関する良くある質問 Q & A

Q 一人暮らしや認知症の人も利用できるの？

A 利用できます。
通院が困難な場合には、まずかかりつけ医にご相談ください。

Q 介護保険を申請しないと利用できないの？

A 利用できます。
訪問診療は、医療保険を使用して利用します。病院等を受診する際と同じく、かかった医療費の1割から3割が自己負担となります。

Q 病院の通院と訪問診療は併用できる？

A 併用できます。
頻繁に色々な医療機関に通院できる方は訪問診療の対象にはなりません、「数か月に1回入院していた病院を受診したい」「半年に1回、専門科で検査を受ける」等の理由で通院と併用している方もいます。

Q 施設に入所していますが、訪問診療は利用できますか？

A 施設等によっては訪問診療ができない場合もあります。
詳しくは施設管理者にお問い合わせください。

Q 訪問診療は、どういう人が利用するの？

A 一般には、自宅療養可能な状態にあって、定期的な医療管理が必要と判断され、疾病等のために通院が困難な人が対象です。

● 在宅医療を受けた場合の費用

在宅医療では、病院や診療所にかかる時と同じように患者さんが加入する医療保険が利用できます。原則としてかかった医療費の1割から3割が自己負担となります。

医療費が高額になった場合は、高額医療費として限度額を超えた金額分が払い戻しされる制度があります。その他にも所得や年齢、病状、健康保険の種類、障害者手帳の有無等によって自己負担が減免される制度があります。

1か月に2回、自宅で訪問診療を受けた場合

1割負担の場合 約6,000円

3割負担の場合 約18,000円



費用

・検査 ・処置 ・注射
・薬 ・交通費 など

※記載金額はあくまでも目安であり、緊急時や時間外、医療提供の場所や内容によっても異なります。

人生の終わりまで、あなたは、どのように、過ごしたいですか？

もしものときのために

～自らが望む、人生最終段階の医療・ケアについて話し合ってみませんか～

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い共有する取組を「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。

これからの治療やケアについて考えてみましょう。

—— 人生会議の進めかた ——

話し合いの進めかた（例）

あなたが大切にしていることは何ですか？

あなたが信頼できる人は誰ですか？

信頼できる人や医療・ケアチームと話し合いましたか？

話し合いの結果を大切な人たちに伝えて共有しましたか？

心身の状態に応じて意思は変化することがあるため
何度でも繰り返し考え、話し合ってみましょう

話し合いによりもしもの時に、望んだ治療、ケアを受けられる可能性が高くなります。

話し合うことが大切な理由

- あなたは、「もしものこと」を考えたことはありますか？
- 人はみな、いつでも、命にかかわるような大きな病気や、けがをして、命の危機が迫った状態になる可能性があります。
- 治療やケアに関する考えを、あなたの大切な人と話し合っておくと、もしもの時に、あなたの考えに沿った治療やケアを受けられる可能性が高いといわれています。

ステップ1 考えてみましょう

ステップ2 信頼できる人が誰か考えてみましょう

ステップ3 主治医に質問してみましょう

ステップ4 話し合ってみましょう

ステップ5 伝えましょう

このような取組は、個人の主体的な行いによって考え、進めるものです。知りたくない、考えたくないかたへの十分な配慮が必要です。